

令和5年度町内認定こども園（保育部分）の入園申込受付が始まります

令和5年4月1日から町内の保育施設へ新規入園、または、継続入園を希望される方は、10月28日(金)から11月30日(水)までの期間に健康福祉課へお申し込みください。

保育施設へ入園できる児童は、保護者のいずれもが次の①～⑦の基準に該当することにより、当該児童を保育できないと認められる場合で、かつ、同一住所の親族等が当該児童を保育できないと認められる場合です。

○基準

- ①昼間に住宅外で月64時間以上の労働をしている
- ②昼間に住宅内で児童と離れて月64時間以上の労働をしている
- ③母親が妊娠中、または、産後間もない
- ④けがや病気、または、心身に障害がある
- ⑤長期にわたり、病気や心身に障害のある同居の親族を常時介護している
- ⑥求職活動をしている
- ⑦災害の復旧にあたっている

○書類配布開始日
10月28日(金)
健康福祉課⑥番窓口にて配布
◆支給認定（現況）申請書兼保育施設利用申込書

- ◆ 勤務（内定）証明書または、自営業等就労申立書（自営業・農業もしくは親族等が営んでいる事業所に勤務している方は、民生委員の証明が必要です。）
 - ◆ 児童の両親の分と、同一住所の祖父母（65歳未満の方）の分が必要となります。
 - ◆ 家庭状況調査票
 - ◆ 入所児童調査票
 - ◆ 健診等確認票
 - ◆ 入所申込みについての確認事項
 - ◆ 同意事項及び誓約事項
 - ◆ その他事由によつて必要となる書類

保育施設名	認定こども園 五霞幼稚園・保育園	川妻認定こども園 おひさま
所在地	元栗橋1589	川妻 496-2
電話番号	☎(84)2355	☎(84)1254
利用定員 (保育部分)	100名	60名
受入年齢	生後6か月～小学校就学前	
開園時間	午前7時30分～午後7時	午前7時～午後7時

令和4年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者	1割

10月1日から後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方みなさ
んに新しい被保険者証が交付さ
れます。

また、一定以上所得がある方
の窓口での医療費負担割合が2
割に変わることから、今回、窓
口負担割合が「2割」と記載さ
れた被保険者証が交付された方
は、10月1日から窓口負担割合
が2割となります。

なお、お手元に届かない場合
は、町民税務課までお問い合わせ
ください。

現在お使いの保険証は、10月
1日以降に破棄又は返却してく
ださい。

令和4年10月1日から

区分	医療費 負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者	1割

被保険者全体の
約20%

○制度改正の見直しの背景等に関するお問い合わせ
☎(84)1965 (直通)
厚生労働省コールセンター
☎0120(002)719